平成２１年１０月１６日

茨城県における一酸化炭素中毒事故（死者１名、重症者２名）について

１０月１６日（金）、茨城県内の陶芸施設内にいた３名が、一酸化炭素中毒となり、１名が死亡、２名が重症となる事故が発生した旨報告がありました。

１．事故の概要

１０月１６日（金）、茨城県内の陶芸施設内にいた、３名が一酸化炭素中毒となり、１名が死亡、２名が重症となる事故が発生した旨、同日、高圧ガス保安法に基づき、同施設に液化石油ガスを販売している事業者（㈱明治商会）から茨城県を通じ原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部に報告がありました。原因等については現在調査中です。

上記と同様の情報を原子力安全・保安院のホームページに掲載しますのでお知らせします。

【掲載場所】

http://www.nisa.meti.go.jp/

※保安院ホームページのトップページ、「事故・トラブル情報」欄

【掲載内容】

事業形態：	陶芸施設
ガス種：	ＬＰガス
事故発生日時：	平成２１年１０月１６日（金）１１時頃
事故発生場所：	茨城県北茨城市
被害状況：	人的被害：死者１名、重症者２名 物的被害：不明
事故概要：	陶芸施設内において、３人が意識を失っていると消防に通報があり、病院に搬送されたが１名が死亡、２名が重症。原因は調査中。
機器分類：	調査中

２．原子力安全・保安院の対応

情報収集のため、関東東北産業保安監督部から担当職員３人を現地に派遣。

３．注意喚起

〇ガス機器を使用する際は、必ず換気を行って下さい。

・ガスが燃焼するには新鮮な空気（酸素）が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながることがあります。

・燃焼器を使用する際は、給気が十分か確認した上で、換気扇及びその他換気装置を使用して下さい。

〇ガス機器やガス設備は、日頃から点検・お手入れをしてください。通常と燃焼状態が異なるなど異常を感じたらＬＰガス事業者などに連絡して、すぐに点検を受けてください。

〇一酸化炭素警報器（不完全燃焼警報器）の設置を強くおすすめします。

・不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）
原子力安全・保安院　保安課長　吾郷　進平
担当者：吾郷、大本、福原
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線４９４１）
０３－３５０１－１７０６（直通）